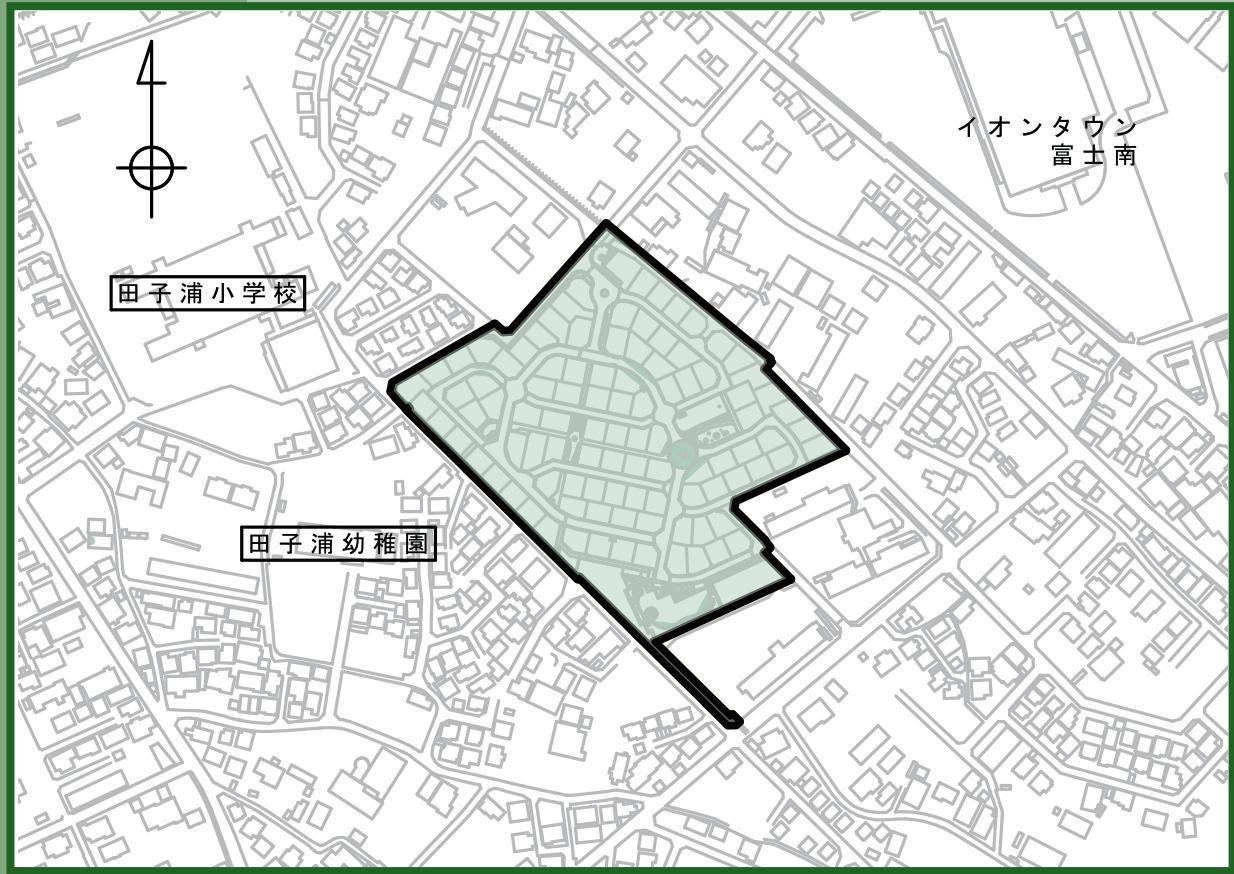


# あしたの杜 地区



## 地区計画の内容

地用 域途	第一種中高層住居専用地域
地最 面低 積敷	敷地面積の最低限度は、165m <sup>2</sup> とする。 ただし、巡査派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りでない。
容 積率	建築物の容積率は、10分の10以下でなければならない。
建 蔽率	建築物の建蔽率は、10分の5(建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の6)以下でなければならない。
制 限 高 さ	建築物の高さは、10mを超えてはならない。
壁 面 の 位 置	建築物の外壁又は柱の面は、道路境界線又は隣地境界線から1.0m以上離さなければならぬ。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。 1 別棟の車庫 2 別棟の物置で延べ床面積の合計が20m <sup>2</sup> 以下のもの 3 巡査派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物

富士市の南部に位置するこの地域は住宅専用地として自然と調和するゆ  
りある住環境を形成し、これを持続するため、「あしたの杜地区計画」が定め  
られています。

# 地区計画は地区ごとの計画です。

みなさんの住んでいる身近な地域を単位に、そこに住んでいるみなさんと市が一緒にになって、その地区の特性にあった良好なまちづくりを行うものです。

- 将来どのようなまちにするかといった目標や、都市環境の整備や保全の方針を定めています。
- まちづくりの内容を具体的に定め、建築物の用途・高さなどを制限したり、より良い都市景観を形成したりするため、必要な事項を定めています。

## 届出について

### ● 届出の対象は

本地区内で、次の行為を行う場合は、事前に市役所建築指導課に届出が必要です。

1. 土地の区画形質の変更（都市計画法第29条「開発行為の許可」を要する行為は除く）
2. 建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転
3. 建築物等の用途の変更
4. 建築物等の形態又は意匠の変更

### ● 届出日は

行為に着手する日の30日前までに、建築確認を要する行為の場合には建築確認申請前に届出を行ってください。

### ● 届出書類は

届出には下表の図面が必要となります。

届出様式は富士市役所建築指導課ホームページからダウンロードできます。

その他、参考となるべき事項を記載した図書が必要となる場合があります。



### ● まずは相談から

